



加藤氏の長男が社長を務めていたが、02年に赤字に転落した責任を取り、相談役

「餃子の王将」を展開する王将フードサービスの大東隆行社長(72)が12月19日朝、京都市内の本社ビル前で射殺された。京都府警が殺人事件として捜査しているが、犯人や動機は同日時点では不明だ。

死去した大東社長は創業者の加藤朝雄氏(1993年死去)の義弟。2000年に社長就任後、90年代に子会社が行った不動産投資の焦げ付きを処理。さらに「手作り」にこだわった店作りで本業のテコ入れを図り、国内外に600店舗以上を展開する売上高700億円超の企業へと育て上げた。

王将は、大東氏が社長になる前に、

加藤氏の長男が社長を務めていたが、02年に赤字に転落した責任を取り、相談役

要各紙が見通しを誤るような状況だっただけに、当事者のシヨックは大きかっただろう。

大阪府の泉北高速鉄道を運営する第三セクターの株式売却案が12月16日、府議会本会議で否決された。橋下徹大阪市長が代表を務め、府議会が過半数を占める大阪維新の会が賛

アップルがiPhone直販固定化する国内市場に「石

アップルが「SIMロック(他)の通信事業者で利用できない

大阪府議会で4人が造反崩れる維新の「鉄の結束」

府議会は12月17日、不信任決議を受けて辞職した大阪維新の議長に代わり、自民の議長が誕生。市議会議長は「大阪都構想」の制度設計を担う法定協議会の副会長を務める。府議会での過半数割れも含め、大阪維新の看板政策である都構想への道のりは険しさを増した。

アップルが「SIMロック(他)の通信事業者で利用できない

アップルがiPhone直販固定化する国内市場に「石

「餃子の王将」を襲った悲劇 新社長が問われる求心力

ひととひと

に退いた。その後を引き継いで同社を立て直した大東氏はいわば中興の祖だが、依然、大株主である加藤家には気を使っていたという。

府南部を走る同鉄道について、府は公募で最高値を提示した米投資会社ロインスターに売却する議案を提出。しかし、乗り継ぎ運賃の値下げ額が同社の10円に対し、南海電気鉄道が80円だったことが判明、反対論が噴出した。それでも大阪維新は採決に自信を見せ、主要各紙も夕刊で「可決の公算」と報道。予想外の造反に大阪維新幹事長の松井一郎府知事は「駄々っ子」と怒り、大阪維新は4人を除名した。

ソフトバンクとKDDIの関係者は、「アップルの直販サイトは価格が高く、影響はほとんどなさそう」と口をそろえる。直販サイトで「5s」モデルは7万円弱、「5c」は約6万円。通信事業者のiPhoneは、2年で分割購入すれば、最安値の場合、実質無料で取得できるため影響は軽微と考えているようだ。



Bloomberg

すれば、台湾に代わって日本が、米中関係発展の新たな「主たる障害」になる可能性もある。

米中の経済関係を見れば、米国にとって中国は第一の輸入先、中国にとって米国は第一の輸出先であり、中国は米国債の最大の保有国でもある。また、米中間では現在、両国企業の投資環境を整備する投資協定の締結交渉を進めており、協定締結が実現すれば両国間の直接投資は一層活発化するだろう。さらに、中国政府系シンクタンク幹部によれば、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への中国参加も視野に入っているという。

米中は今後、大きな流れとして経済を中心に関係を深めていくだろう。日本が米国を頼りに中国との対立を深めるなら、いつか日米の利害は一致しなくなる。米中関係の現実を冷静に見据えた外交戦略を展開しなければ、日本は孤立化への道を歩みかねない。

関山 健  
明治大学准教授

2014年度税制改正大綱  
法人減税と個人増税  
安易な節税も封じ込め

自民・公明両党は12月12日、2014年度の税制改正大綱を決定した。14年4月に消費税率引き上げ(5%→8%)を控えるなか、国民の税負担に配慮する改正が期待されたが、「法人税減税と個人増税」という最近の税制改正の流れに沿って、個人にはかなり厳しい内容となっている。また、従来認められていた安易な節税を許さない改正となったことも大きな特徴だ。

グローバル化した経済の中で、各国は企業の投資を

呼び込むため、競って法人税率の引き下げを実施している。日本もこの流れに乗る形で、復興特別法人税の1年前倒し廃止などを盛り込んだ。また、「交際費等の損金不算入制度」が見直され、14年度から2年間、資本金1億円超の大企業でも社外飲食費の半分を経費として認めることになった。法人税の減収額は年間650億円と見込まれている。

その反面、不足する税収は個人増税で補っている。今回の改正で目を引くのは、給与から控除できる「給与所得控除」の上限の引き下げだ。給与所得控除は現行、年収1500万円超の人は245万円が限度だが、16年分から随時引き下げられ、17年以降は年収1000万円超の人で220万円が上限となる。

「財務省の「宿願成就」」

さらに、今回の税制改正では、今まで広く活用されていた節税策の多くが見直されることになった。典型例は「ゴルフ会員権の譲渡

損失の損益通算」と、消費費がかかる経費を概算で計算する「簡易課税制度」の改正だ。ゴルフ会員権は売却して損失が出た場合、その損失を給与と相殺する損益通算によって節税が可能だったが、14年4月1日以降の売却は損失の活用が認められないことになった。所得税の世界では、ぜいたく品を売って損失が出てても税金計算に反映させない、という考え方があがるが、ゴルフ会員権はこれまでぜいたく品の対象外とされていた。

一方、簡易課税制度とは、中小事業者を対象に、納付する消費税額を業種に応じた「みなし仕入れ率」で計算して事務負担を軽減する措置だが、業種によっては実際の経費の割合よりもみなし仕入れ率の方が大きい。そのため、消費税の節税に盛んに使われていた。今回の見直しによって、15年4月1日以降は「金融業及び保険業」のみなし仕入れ率が60%から50%へ、不動産業は

2014年度税制改正大綱の主なポイント

税種	項目	変更内容	影響
法人	復興特別法人税	1年前倒しして廃止	減税
	交際費	社外飲食費を対象に大企業も50%までを非課税	減税
個人	消費税の簡易課税制度	金融・保険業、不動産業の「みなし仕入れ率」を引き下げ	増税
	給与所得控除	上限(現行は年収1500万円超で245万円)を段階的に引き下げ	増税
個人	譲渡損失の損益通算	ゴルフ会員権は「生活に通常必要でない資産」として不適用に	増税

(出所)編集部作成

50%から40%へそれぞれ引き下げられる。

こうした節税策の見直しは、過去に問題点が指摘されてきたものの、業界団体などの反発のために長年実現しなかったものばかりだ。これらを今回、一気に改正したところに、与党が衆参両院で安定的な議席を確保しているうちに節税策を封じ込めたいという財務省の意図が見え、まさに「財務省の宿願成就」という形となった。

(松嶋 洋  
元国税調査官、税理士)